

# 食品のリスク管理における 農薬の残留基準について

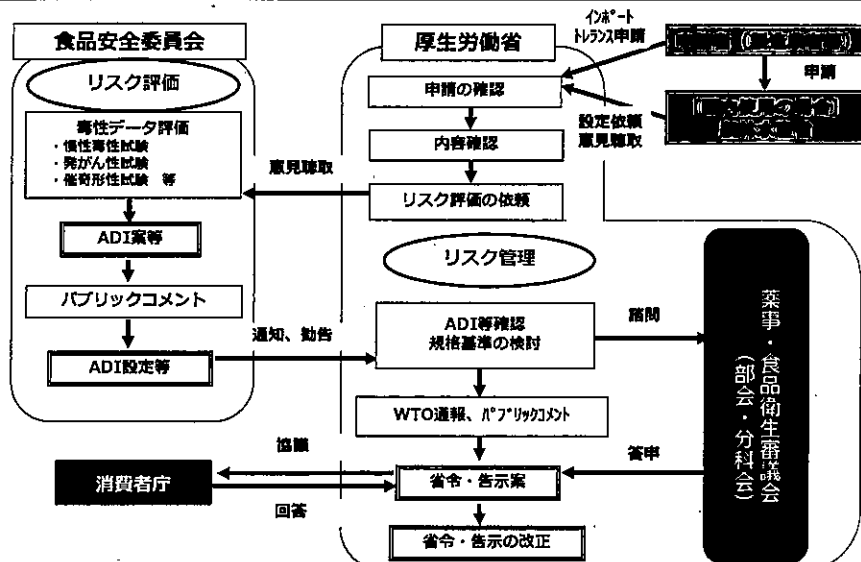
平成27年9月29日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

Ministry of Health, Labour and Welfare

## ■ 残留基準設定の流れ

農薬等の残留基準の設定にあたり、食品安全委員会が農薬等のヒトに対する健康影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果に基づき食品中の残留基準値の設定を行っている。これらの審査により安全性が確認された後、農薬等としての使用が許可される。



## ■ 残留農薬の安全性の確保

### 健康への影響を判断するための指標

- 農薬を長期間（生涯）にわたり摂取し続けた場合に、健康への影響がないか

→ 指標：一日摂取許容量（ADI）

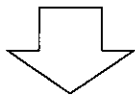
（注）ADI（Acceptable Daily Intake）：ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

### 平成26年度からは、順次以下の指標も導入

- 農薬を短期間に通常より多く摂取した場合に、健康への影響がないか

→ 指標：急性参照用量（ARfD）

（注）ARfD（Acute Reference Dose）：ヒトが24時間または、それより短時間の間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量。



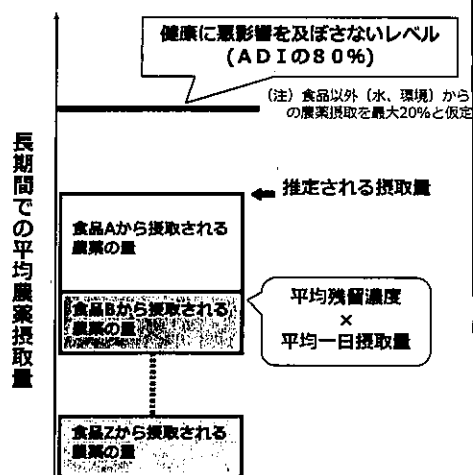
食品安全委員会が科学的評価に基づき  
各農薬のADI・ARfDを設定

厚生労働省では、食品を通じた農薬の摂取量がこれらの指標を下回ることを確認し、残留基準を設定。

3

### ADIに基づくリスク管理

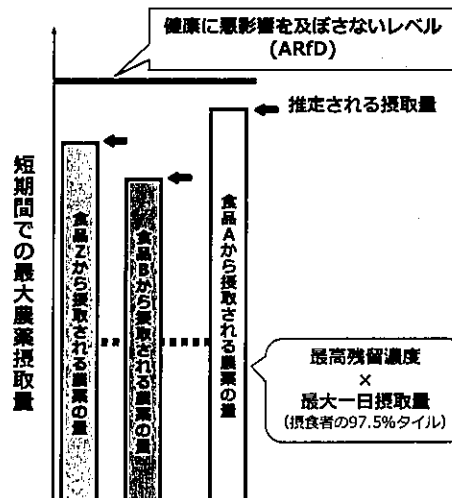
各農薬の長期的な平均摂取量を推定し、ADIの80%を超えないことを確認した上で、基準値を設定



食品ごとに摂取量を積み上げて農薬の摂取量を推定

### ARfDに基づくリスク管理

各農薬の短期的な最大摂取量を推定し、ARfDを超えないことを確認した上で、基準値を設定



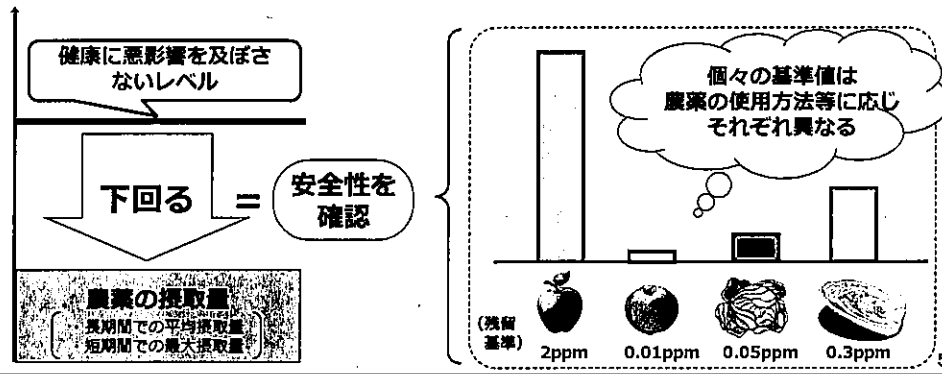
個別の食品ごとに農薬の摂取量を推定

4

## ■ 個々の残留基準値と安全性の関係

- 残留基準値は、いずれの場合も、**農薬の摂取量が健康に悪影響を及ぼさないことを確認して設定。**
- その前提の下で、**個々の基準値は、農作物の種類や農薬の使用方法に応じて異なる。**

- ・ 同一農薬であっても、農作物により使用方法が異なれば、基準値も異なる
- ・ 同一農作物であっても、国により使用方法が異なれば、基準値も異なる



## ■ 個々の残留基準値について

- 個々の残留基準値は、**使用方法を遵守して農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果を踏まえて設定。**

➡ 農薬を正しく使用すれば残留基準値を超えないが、不適正に使用すれば基準を超えるような値を設定 → 農薬の適正使用を誘導

- ただし、**健康に悪影響を生じるおそれがある場合は、その使用方法自体を見直し。**

(国際的に共通の考え方)

### 使用方法 (注)

適用農作物ごとに使用方法が定められている

#### 農薬 A (例)

適用作物: ぶどう  
使用方法: 散布  
希釈倍数: 1000~2000倍  
使用時期: 収穫7日前まで  
使用回数: 3回以内

### 作物残留試験を実施

最大の残留が予測される使用方法に従って実際に農薬を使用し、残留濃度を分析



### 残留基準の設定

残留試験の結果に基づいて残留基準を設定

#### 農薬 A (例)

ぶどう: 2ppm

(注) 国内で使用される農薬は、農薬取締法により使用方法の遵守義務あり。赤字は、最大残留が予測される使用方法。

自然条件下での試験であるため、残留濃度のバラツキを考慮し、試験の表測値からある程度の許容幅をおいて設定。

## ■ 残留農薬の実態の確認

厚生労働省では、

- 農薬の残留基準値を設定するとともに、
- 実際の食品中の残留農薬の実態を確認することにより、食品の安全性を確保。



### 【モニタリング検査等】

厚生労働省や都道府県等の自治体において、輸入食品や国内流通食品の残留農薬検査を実施。

→ 残留基準違反は廃棄等の措置

### 【一日摂取量調査】

厚生労働省が自治体の協力を得て、日常の食事を通じた実際の農薬摂取量を推定するため、マーケット・バスケット方式による調査を実施。

→ 推定摂取量はADIより十分に低いことを確認